

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第2分冊：保険会社関係)

現 行	改 正 後
<p>1 共通事項</p> <p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合 の着眼点</p> <p>1 - 3 - 2 経営管理</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 共通事項</p> <p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合 の着眼点</p> <p>1 - 3 - 2 経営管理</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 適正な表示の確保</p> <p><u>募集用の資料等(広告も含む。)について、表示媒体や商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。</u></p> <p><u>(注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、担保内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。</u></p> <p><u>イ 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</u></p> <p><u>ロ 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。</u></p> <p><u>ハ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(9) 各種法令の遵守  各種法令の遵守を遵守するための体制がとられているか。新規業務の開始にあたって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。  法令担当者を選任しているか。担当者は専門能力を有する者を配置しているか。</p> <p>1 - 3 - 5 資産運用等</p> <p>(1)~(17) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。</u></p> <p>(10) (同左)</p> <p>1 - 3 - 5 資産運用等</p> <p>(1)~(17) (略)</p> <p>(18) <u>特別勘定の市場運用について</u>  <u>特別勘定の市場運用に関する内部規定が適切に定められているか。また、当該規定に基づく適切な運用が確保される体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(注) 内部規定を定めるにあたって、次の点に留意しているか。</u>  <u>イ 保険契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。</u>  <u>ロ 保険契約者に対して、運用方針、運用内容(貸株運用に関する事項を含む。)等を説明する旨を定めているか。</u>  <u>ハ 市場において遵守すべき原則(例えば、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等)を定めているか。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>1 - 3 - 6 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9)</u> 規則第 53 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p><u>(10)</u> 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び同項第 2 号に規定する保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、</p>	<p><u>三 取引執行能力、法令遵守（コンプライアンス）、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任・助言先の選定に係る基準を定めているか。</u></p> <p>1 - 3 - 6 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9)</u> 規則第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる書面及び団体年金など特別勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以下の事項が記載されているか。</p> <p>____ 当期の運用実績の推移</p> <p>____ 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析</p> <p>____ 今後の運用方針</p> <p><u>(10)</u> (同左)</p> <p><u>(11)</u> (同左)</p>

現 行	改 正 後
<p>保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約」という。）を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、保険金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p> <p>（注） 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。</p> <p>イ .会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。</p> <p>ロ .また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。</p> <p>保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。</p> <p>保険金額の決定に際し、（社）生命保険協会の「契約内容登録制度」又は（社）日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、</p>	

現 行	改 正 後
<p>当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。</p> <p>(11) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</p> <p>なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p><u>1 - 7 相互会社について</u></p> <p>1 - 7 - 1 - 1 総代の選出</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 主な保険種類別、職業別、年齢別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に記載されているか。</p> <p>(注 1) ~ (注 2) (略)</p> <p><u>(注 3) 損害保険会社においては、年齢別については、社員の年齢別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の年齢別の構成のみの記</u></p>	<p>(12) (同左)</p> <p><u>1 - 7 相互会社について</u></p> <p>1 - 7 - 1 - 1 総代の選出</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 主な保険種類別、職業別、年齢別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に記載されているか。</p> <p>(注 1) ~ (注 2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="300 213 555 242">載で差し支えない。</p> <p data-bbox="192 312 407 341">(5)～(7) (略)</p> <div data-bbox="165 450 696 485" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="165 450 696 485">1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について</p> </div> <p data-bbox="165 549 1155 628">1 - 8 - 3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p data-bbox="192 695 340 724">(1) (略)</p> <p data-bbox="192 791 519 963">(2) 開示区分 破綻先債権 (略) 延滞債権 (略) 貸付条件緩和債権</p> <p data-bbox="250 983 1155 1251">・ 施行規則第59条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。</p> <p data-bbox="273 1321 1155 1401">イ．金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金</p>	<p data-bbox="1209 312 1424 341">(5)～(7) (略)</p> <div data-bbox="1182 450 1713 485" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1182 450 1713 485">1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について</p> </div> <p data-bbox="1182 549 2177 628">1 - 8 - 3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p data-bbox="1209 695 1357 724">(1) (略)</p> <p data-bbox="1209 791 1536 963">(2) 開示区分 破綻先債権 (略) 延滞債権 (略) 貸付条件緩和債権</p> <p data-bbox="1267 983 2177 1251">) 施行規則第59条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。</p> <p data-bbox="1290 1321 2177 1401">イ．金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金</p>

現 行	改 正 後
<p>利を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金。<u>なお、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利を減免した場合には、金利水準の如何に関わらず開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>ロ．金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸付金。</p> <p>ハ．経営支援先に対する債権：<u>損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄などの支援を実施し、今後も必要に応じ再建・支援を継続する方針を固めている債務者に対する貸付金。</u></p> <p>ニ．元本返済猶予債権：<u>約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金。なお、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として元本返済を猶予した場合には、金利水準の如何に関わらず、開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>ホ．一部債権放棄を実施した債権：<u>会社更生法の認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債。</u></p> <p>ヘ．代物弁済を受けた債権：<u>債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金(担保権の行使による引き渡しを含む)の残債</u></p> <p>ト．債務者の株式を受け入れた債権：<u>債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>利(以下「<u>基準金利</u>」という。)を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金。</p> <p>ロ．金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸付金。</p> <p>ハ．経営支援先に対する債権：<u>債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金。</u></p> <p>ニ．元本返済猶予債権：<u>約定条件改定時において、<u>基準金利</u>を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金。</u></p> <p>ホ．一部債権放棄を実施した債権：<u>私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債。</u></p> <p>ヘ．代物弁済を受けた債権：<u>債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金(担保権の行使による引き渡しを含む)の残債。</u></p> <p>ト．債務者の株式を受け入れた債権：<u>債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</u></p> <p><u>(注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>a . 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</u></p> <p><u>b . 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること</u></p> <p><u>) 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p><u>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</u></p> <p><u>a . 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</u></p> <p><u>b . 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</u></p> <p><u>c . 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</u></p>



現 行	改 正 後
	<p><u>(注2)「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</u></p> <p><u>a．概ね3年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</u></p> <p><u>b．各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること</u></p> <p><u>(注3)株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第22条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p><u>(注4)既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</u></p> <p><u>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することと</u></p>

現 行	改 正 後
(3) (略)	<u>なることに留意する。</u>  (3) (略)

現 行	改 正 後
<p>2 生命保険募集関係</p> <p><u>2 - 3 生命保険募集人の登録事務</u></p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認  ~ (略)  登録申請書の添付書類  登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する以下の書類が添付されているか。なお、添付書類の取扱いについては、代理申請にあつては原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。  イ~ホ (略)  へ 規則第214条第1項第3号に規定する「これに代わる書類」とは、<u>住民票記載事項証明書又は外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p>	<p>2 生命保険募集関係</p> <p><u>2 - 3 生命保険募集人の登録事務</u></p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認  ~ (略)  登録申請書の添付書類  登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する以下の書類が添付されているか。なお、添付書類の取扱いについては、代理申請にあつては原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。  イ~ホ (略)  へ 規則第214条第1項第3号に規定する「これに代わる書類」とは、<u>次の書類をいう。</u>  <u>a. 住民票記載事項証明書</u>  <u>b. 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</u>  <u>c. 印鑑登録証明書</u>  <u>d. 有効期限内の次の書類の写し</u>  <u>運転免許証、健康保険証、福祉手帳、年金手帳、旅券(パスポート)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p>

現 行

改 正 後

(別紙1)

職種区分 項 目	内 勤 職 員	営 業 職 員	個人募集代理店	法人募集代理店	個人代理店使用人	法人代理店使用人
日 付	申請書記載日					
商号又は名称・氏名・印	本欄は、本人による自署(記名押印でも可)とする。外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人募集代理店は代表者の氏名を記載し、屋号は記載しない。		法人名、代表者の役職及び氏名を記名し押印する。		内勤職員等と同様	
法定代理人氏名・印	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者のとき記名し押印する。法定代理人は、父母の一方若しくは後見人をもって足りるものとする。		記載しない。		内勤職員等と同様	
職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。					
登 録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙2「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。					
商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名			登記簿謄本等にある法人名	住民票等にある氏名	
代表者又は管理人の氏名	記載しない。			代表者氏名	記載しない。	
生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別			代表者の生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別	
住 所	記載しない。	住民票等にある住所		登記簿謄本等にある本店所在地	住民票等にある住所	
事務所の名称	「本社」	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名(他事務所がある場合は別葉に記載)	記載しない。	勤務している事務所
事務所の所在地	本社の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地(同上)	所属代理店の事務所の所在地	勤務している事務所の所在地
所属代理店等の商号等	記載しない。				所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。(個人代理店使用人にあつては、屋号を記載しない。)	
所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名		所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社がわかるようにする。			
他に行っている業務の種類	他に行っている業務がある場合は、その主要な業務を1つ記載する。ない場合は、その旨記載する。					

(別紙1)

職種区分 項 目	内 勤 職 員	営 業 職 員	個人募集代理店	法人募集代理店	個人代理店使用人	法人代理店使用人
日 付	申請書記載日					
商号又は名称・氏名・印	本欄は、本人による自署(記名押印でも可)とする。外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人募集代理店は代表者の氏名を記載し、屋号は記載しない。		法人名、代表者の役職及び氏名を記名し押印する。		内勤職員等と同様	
法定代理人氏名・印	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者のとき記名し押印する。法定代理人は、父母の一方若しくは後見人をもって足りるものとする。		記載しない。		内勤職員等と同様	
職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。					
登 録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙2「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。					
商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名			登記簿謄本等にある法人名	住民票等にある氏名	
代表者又は管理人の氏名	記載しない。			代表者氏名	記載しない。	
生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別			代表者の生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別	
住 所	記載しない。	住民票等にある住所		登記簿謄本等にある本店所在地	住民票等にある住所	
事務所の名称	「本社」	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名(他事務所がある場合は別葉に記載)	記載しない。	勤務している事務所
事務所の所在地	本社の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地(同上)	所属代理店の事務所の所在地	勤務している事務所の所在地
所属代理店等の商号等	記載しない。				所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。(個人代理店使用人にあつては、屋号を記載しない。)	
所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名		所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社がわかるようにする。			
他に行っている業務の種類	他に行っている業務がある場合は、その主要な業務を1つ記載する。ない場合は、その旨記載する。					

現 行				改 正 後			
備 考	記載しない。	代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。	記載しない。	備 考	記載しない。	代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。	記載しない。
<p>(注) 1. 法人募集代理店の代表者が複数いるときは、2人目以降の代表者全員分の登録申請書の下片を提出する。 記載する欄は、「職種区分、登録、商号、名称又は氏名、生年月日、性別、代表者又は管理人の氏名、所属保険会社の商号、名称又は氏名、備考」とし、記載内容は、法人募集代理店の当該欄の内容に準じる。</p> <p>2. 法人募集代理店の事務所は、募集人が所属する事務所がある場合に記載し、各事務所の名称及び所在地は、別葉に記載する。なお、代申支社が事務所別募集人一覧表を作成することにより代えることができる。 <u>(新設)</u></p>				<p>(注) 1. 法人募集代理店の代表者が複数いるときは、2人目以降の代表者全員分の登録申請書の下片を提出する。 記載する欄は、「職種区分、登録、商号、名称又は氏名、生年月日、性別、代表者又は管理人の氏名、所属保険会社の商号、名称又は氏名、備考」とし、記載内容は、法人募集代理店の当該欄の内容に準じる。</p> <p>2. 法人募集代理店の事務所は、募集人が所属する事務所がある場合に記載し、各事務所の名称及び所在地は、別葉に記載する。なお、代申支社が事務所別募集人一覧表を作成することにより代えることができる。</p> <p>3. 法人代理店使用人の事務所は、当該法人代理店の本店若しくは母店が当該使用人の勤務している事務所を常時把握し、かつ、所属保険会社が当該使用人の勤務している事務所をすみやかに把握できる体制となっている場合には、当該法人代理店本店（本店の所在地）若しくは母店（母店の所在地）を記載することにより代えることができる。</p>			

現 行	改 正 後
<p>3 損害保険関係</p> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認  ~ (略)  登録申請書の添付書類  登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する書類が以下を充足する形で添付されていなければならない。なお、添付書類の取扱いについては、法第284条に定める代理申請にあっては原則として呈示をもって足りることとし、呈示後、代理申請会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。  イ~ホ (略)  へ 規則第214条第1項第3号に規定する「これらに代わる書類」とは、<u>住民票記載事項証明書又は外国人である場合は、外国人登録証明書の写若しくは外国人登録原票記載事項証明書をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)~(10) (略)</p>	<p>3 損害保険関係</p> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認  ~ (略)  登録申請書の添付書類  登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する書類が以下を充足する形で添付されていなければならない。なお、添付書類の取扱いについては、法第284条に定める代理申請にあっては原則として呈示をもって足りることとし、呈示後、代理申請会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。  イ~ホ (略)  へ 規則第214条第1項第3号に規定する「これに代わる書類」とは、<u>次の書類をいう。</u>  a . <u>住民票記載事項証明書</u>  b . <u>外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</u>  c . <u>印鑑登録証明書</u>  d . <u>有効期限内の次の書類の写し</u>  <u>運転免許証、健康保険証、福祉手帳、年金手帳、旅券（パスポート）</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)~(10) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 256 613 288">3 - 6 損害保険商品の届出等関係</p> <p data-bbox="165 357 640 389">3 - 6 - 2 特約自由方式等の取扱い</p> <p data-bbox="192 453 338 485">(1) (略)</p> <p data-bbox="192 549 1155 916">(2) 保険会社が、<u>    </u>に定める保険契約のうち、主として外国又は国際間における事業活動に伴い生ずるおそれのある損害に係るものについて、当該事業活動が行われる地域等における取引慣行に応じ(1)の基準に適合した特約を新設しようとする場合( <u>    </u>の要件を満たしている場合に限る。)には、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書(当該契約書を他の言語に翻訳したものを含む。)を作成し、これに基づき保険契約を締結できることとする。この場合においては、(1)の基準に適合した特約が新設されたものとみなし、届出は要しない。</p> <p data-bbox="271 932 528 963"><u>    </u>対象とする保険契約</p> <p data-bbox="244 979 891 1011">イ <u>規則第83条第3号イに規定する火災保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1027 696 1059">ロ <u>同号ホに規定する海上保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1075 1030 1107">ハ <u>同号へに規定する運送保険契約又は小口貨物運送保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1123 752 1155">ニ <u>同号ワに規定する賠償責任保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1171 864 1203">ホ <u>同号カに規定する船客傷害賠償責任保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1219 696 1251">ヘ <u>同号タに規定する航空保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1267 696 1299">ト <u>同号ネに規定する機械保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1315 696 1347">チ <u>同号ナに規定する組立保険契約</u></p> <p data-bbox="244 1362 1030 1394">リ <u>同号ラに規定する建設工事保険契約又は土木工事保険契約</u></p>	<p data-bbox="1182 256 1630 288">3 - 6 損害保険商品の届出等関係</p> <p data-bbox="1182 357 1657 389">3 - 6 - 2 特約自由方式等の取扱い</p> <p data-bbox="1209 453 1355 485">(1) (略)</p> <p data-bbox="1209 549 2172 1059">(2) 保険会社が、主として外国又は国際間における事業活動に伴い生ずるおそれのある損害に係るものについて、当該事業活動が行われる地域等における取引慣行に応じ(1)の基準に適合した特約を新設しようとする場合( <u>事業方法書に、外国又は国際間における取引慣行との整合を図る範囲において、特約の新設を行うことがある旨、また、この場合には、当該特約の新設に代えて、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書を作る旨が記載されている場合に限る。</u>)には、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書(当該契約書を他の言語に翻訳したものを含む。)を作成し、これに基づき保険契約を締結できることとする。この場合においては、(1)の基準に適合した特約が新設されたものとみなし、届出は要しない。</p>

現 行	改 正 後
<p>又 同号ムに規定する土木構造物保険契約</p> <p>要件</p> <p><u>事業方法書に、外国又は国際間における取引慣行との整合を図る範囲において、特約の新設を行うことがある旨、また、この場合には、当該特約の新設に代えて、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書を作ることがある旨が記載されていること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>